

富山県第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の骨子（案）

I 基本的理念等

1 目的及び趣旨

障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするもの

2 計画の位置付け

○障害者総合支援法に基づく「富山県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「富山県障害児福祉計画」（一体的に策定）

（計画期間：令和3年度～5年度

第1期(H18～20)：H19年3月策定 第2期(H21～23)：H21年3月策定 第3期(H24～26)：H24年3月策定 第4期(H27～29)：H27年3月策定

第5期(H30～R2)：H30年3月策定

○障害者基本法（第11条）に基づく「富山県障害者計画」（障害者のための施策に関する基本的な計画）のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画 【富山県障害者計画（第4次）(H31～R3)：H31年3月策定】

3 基本的理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるとともに、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること、また、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めることを基本とする。

【計画策定に当たって配慮する点】

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労継続等の課題に対応したサービス提供体制の構築
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組み
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

①(6) 障害福祉人材の確保

①(7) 障害者の社会参加を支える取組

II 令和5年度の数値目標の設定

（障害者等の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するための目標）

III 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策（活動指標）

- 1 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
- 2 見込量の確保のための方策（地域移行の推進と地域生活の支援、就労支援の強化、相談支援体制の充実・強化、障害児支援のための計画的な基盤整備、発達障害者等への支援の充実、医療的ケア児等への支援の充実）

IV 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の必要入所定員総数

V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置

- 1 サービス提供にかかる人材の研修
- 2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害支援普及事業、障害児等療育支援事業等）
- ① 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（手話通訳者・要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 等）
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 等）
- 4 広域的な支援事業（地域生活を支えるネットワークの構築、精神障害者地域生活支援広域調整等事業）
- 5 各種人材の養成（手話通訳者養成研修、要約筆記者養成研修、盲ろう者通訳・介助員養成研修、障害者スポーツ指導員養成研修 等）
- 6 その他（生活訓練事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術文化講座開催等事業）

VII その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

- 1 障害者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障害者の芸術文化活動による社会参加等の促進
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進
- 5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

VIII 計画の達成状況の点検及び評価

県障害者施策推進協議会に報告し、点検及び評価を受ける。